（氏名等を明らかにする措置）

第二十八条　情報通信技術活用法第六条第四項及び第七条第四項の氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものは、当該署名等をすべき者による電子署名とする。

（手数料等の納付の方法）

第三十三条　法第十一条第二項本文及び令第十二条第四項の手数料の納付は、収入印紙を嘱託書又は申請書に貼ってしなければならない。

2　第二十二条の規定により同条第二号に掲げる請求を行う場合において、現金をもって手数料を納付するときは、登記官から得た納付情報により納付する方法によってしなければならない。

［3・4　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（氏名等を明らかにする措置）

第二十八条　情報通信技術利用法第三条第四項及び第四条第四項の氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものは、当該署名等をすべき者による電子署名とする。

（手数料等の納付の方法）

第三十三条　法第十一条第二項本文及び令第十二条第四項の手数料の納付は、収入印紙を嘱託書又は申請書に貼ってしなければならない。

2　法第十一条第二項ただし書の法務省令で定める方法は、同ただし書の請求をする者が当該請求をする際に登記官から得た納付情報により納付する方法とする。

［3・4　同上］

附　則

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

○外務省令第七号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条から第九条までの規定に基づき、及び外務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月十六日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

外務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令

外務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十五年外務省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
外務省の所管する法令の規定に基づく情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則	外務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則
（趣旨） **第一条**　外務省の所管する法令の規定に基づく手続等を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「法」という。）第六条から第九条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の期間の定める規則及び規程に特別の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。	（趣旨） **第一条**　この省令は、外務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関し必要な事項を定めるものとする。
（定義） **第二条**　［略］ 2　前項に規定するもののほか、この省令において使用する用語は、法において使用する用語の例による。	（定義） **第二条**　［同上］ 2　前項に規定するもののほか、この省令において使用する用語は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。
（申請等に係る電子情報処理組織） **第三条**　法第六条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、外務省の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であって外務省の定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。	（電子情報処理組織による申請等の指定） **第三条**　電子情報処理組織を使用して行うことができる外務省の所管する法令の規定に基づく申請等は、他の法令に定めのあるもののほか、別表の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく申請等であって、行政機関等が定める条件に適合するものとする。